

潮来市国土強靱化地域計画【概要版】

第1章 計画策定趣旨、位置づけ (P1・2)

○平成25年12月「国土強靱化基本法」公布・施行、平成26年6月「国土強靱化基本計画」閣議決定

○平成29年2月「茨城県国土強靱化計画」策定

○市は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として、国・県の国土強靱化計画と調和のとれた計画にするとともに、潮来市第7次総合計画を具体的施策の指針と位置づけて市計画を策定

※国の財政支援について

「地域計画に基づき実施される取り組みに対し、交付金・補助金等の交付の判断にあたって、一定程度配慮」(平成29年1月国土強靱化の推進に関する関係府省庁連絡会議において決定)

第2章 国土強靱化の基本的な考え方 (P3~13)

○基本目標(国・県共通)

I 人命の保護が最大限図られること。

II 市政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること

III 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化

IV 迅速な復旧復興

○対象とする災害

大規模自然災害：地震、風水害(台風、豪雨、土砂災害等)

○計画の期間

令和元年度から令和5年度(5年間)

第3章 脆弱性評価 (P14~17)

①想定するリスクの設定(自然災害全般)

↓

②事前に備えるべき目標及びリスクシナリオの設定・・・(P15参照)

市は、国・県を参考とし、8つの「事前に備える目標」と28のリスクシナリオを設定

↓

③リスクシナリオ回避するために7つの個別施策分野と3つの横断的分野を設定

個別施策(①行政機能/警察・消防等、②住宅・都市・住環境、③保健医療・福祉、
④産業・エネルギー、⑤情報通信・交通・物流、⑥農林水産、⑦国土保全)

横断的分野(①リスクコミュニケーション、②老朽化対策、③研究開発)

↓

④リスクシナリオを回避するための現状分析・評価

※潮来市国土強靱化計画「別紙」として整理

第4章 推進方針(施策分野ごとの推進方針) (P18~35)

個別施策(目標値)・・・P39~41参照

①行政機能/警察・消防等

・防災拠点機能の確保(発電機整備23基) ・災害時の業務継続体制の整備(策定)

・災害情報の収集(河川避難勧告基準策定100%)・伝達体制の確保

②住宅・都市・住環境

・住宅・建築物の耐震化(民間特定建築物の耐震率95%)

・防火対策 ・上下水道施設の耐震化等(水道施設の重要給水管路耐震率69.92%)

③保健医療・福祉

・避難行動要支援者対策(個別計画策定120人) ・感染予防対策(麻疹・風疹接種率96%)

④産業・エネルギー

・ライフラインの災害対応力強化(事業者との協定4協定) ・早期復旧

⑤情報通信・交通・物流

・道路等の防災、減災対策及び耐震化、道路ネットワークの構築・・・(県・市路線P29)

⑥農林水産

・農林水産施設に係る生産基盤等の災害対応力の強化、農業水利施設等の老朽対策及び耐震化

⑦国土保全

・河川改修等の治水対策、総合的な土砂災害対策(P31前川対策)

横断的分野

①リスクコミュニケーション

・自助・共助・公助の適切な組み合わせの教育・訓練・啓発等、地域防災力の強化

②老朽化対策

・公共施設等の長寿命化対策

③研究開発

・災害対応支援ツール等の導入

第5章 計画の推進と不断の見直し (P36~38)

○本計画を基本として、毎年度の施策の進捗状況等により、市の他の計画の見直しを検討

○推進期間は令和5年まで、以降は概ね5年間、必要に応じて本計画の見直しを検討

○施策の進捗管理と取組の効果検証

○施策の重点化(緊急度、影響度から11の施策重点化を選定)